

おわりに『歴史公文書が語る湖国』の活用に向けて
大阪商業大学 宮坂朋幸

滋賀県が保有する「特定歴史公文書」を使用して書かれた『歴史公文書が語る湖国』を県下の中学校・高等学校の授業で活用する。県立公文書館と県教育委員会がコラボするこの企画は、史料を扱う研究者としては大変興味深く、教育の研究者としては、また現職教員の負担を増やすことになりはしないかと恐れるが、子どもたちの成長を促すという観点から、大きな可能性がある試みであるとも感じている。

私自身は、県民情報室時代（2008年5月以前）に初めて「滋賀県庁文書」に触れ、県政史料室時代（2008年6月～20年3月）に滋賀県を対象にした数本の論文と共著1冊を書き、県立公文書館（2020年4月開館）になってからも、大津市在住の地の利を生かして気軽に利用していただけの教育史研究者である。「特定歴史公文書」や授業実践の専門家というわけではないが、「史料」と「教育」の双方を少しずつ知る者として、研究者から見た特定歴史公文書の魅力を紹介し、それを使用した『歴史公文書が語る湖国』を教育現場で活用する意義について考えてみたい。

1 「特定歴史公文書」の史的価値

滋賀県立公文書館に所蔵されている「特定歴史公文書」について、同館のホームページでは以下のように説明している。

県職員が職務上作成し、または取得した公文書で、公文書館に移管されたもの。このうち明治～昭和戦前期の9,068冊は、平成25年3月に滋賀県指定有形文化財（歴史資料）に指定されました。

明治期…4,187冊／大正期…1,598冊

昭和戦前期…3,303冊／昭和戦後期…3,928冊

平成期…2,413冊

同館の館長松本直樹氏が「県が有する公文書は、過去の県や市町村などの地方行政の組織や制度、施策やその実施状況に加え、県民の皆さんのさまざまな活動や生活の実情などを知る上で、歴史資料としての価値も非常に高いものがあります」（「はじめに」『歴史公文書が語る湖国』）と述べているとおり、滋賀県の特定歴史公文書は、歴史研究者にとって、大変ありがたいものである。

どこがありがたいのか。

まず、史料批判がほぼ不要という点である。史料批判とは、史料自体の信頼度（信憑性）を見極める作業であり、歴史研究をする際に必須の手続きである。「いつ」「どこで」「だれが」書いたかが特定されている史料は信頼度が高く、「そのとき」「その場で」「その人が」の三要素を充たしたものを「一次史料」と呼ぶ（国立国会図書館HP「歴史史料とは何か」）。滋賀県の特定歴史公文書は、そのほとんどが一次史料である。戦災や大規模な自然災害等の発生が他府県に比べて少なかったこともあり、そのような一次史料が、県庁内の文書庫に良好な状態で長年保存されてきたこと自体、ありがたいことである。

また、検索・閲覧の利便性に優れていることも特記しなければならない。史料は活用されてこそ、その意義を増す。外部からも史料を件名検索できる所蔵資料検索システムや、エクセル形式の目録公開は、研究者にとってありがたいだけでなく、史料の活用を広く促すものでもあり意義深い。

このように、質・量に加えて利便性までもが確保された史料群は、滋賀県をつくってきた大人たちがその時々地域の課題とどう向き合い、どのような答えを出したのかを教えてくれる。国から県、県から都市への通達からは、国の意図やその方針を浸透させる方法がわかり、郡役所や市町村役場から県庁宛の文書からは政策遂行の際の地域の人々の意識や行動を読み取れる。伺、回報、県令、郡訓令等をたどることで、意思決定に至る議論や手続きの詳細がわかる。しかも、各政策やそれに対する見解の都市町村比較もできる。

こういった特徴を持つ、特定歴史公文書を活用して書かれたのが『歴史公文書が語る湖国』である。

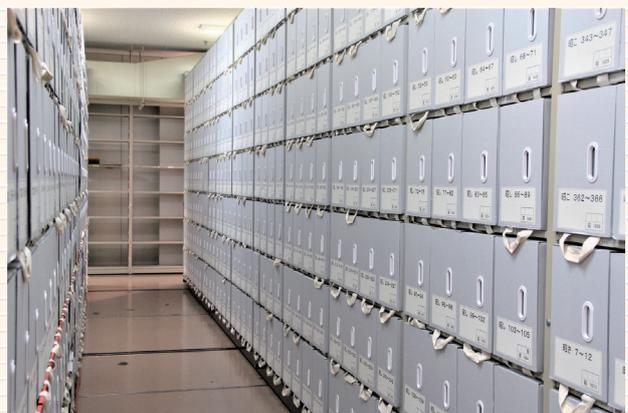


写真13 滋賀県立公文書館の文書庫

2 『歴史公文書が語る湖国』を授業で活用する意義

大学の講義で「歴史は好き?嫌い?」という質問をすると、圧倒的に多くの手が挙がるのは後者である。子どもたちはいつから歴史嫌いになるのだろうか。

社会科教育学が専門の渡部竜也氏(東京学芸大学)は、2005年に文部科学省が小中学生に対して「教科や活動の時間の好き嫌い」を調査した結果に注目し、多くの生徒が最初から学校での歴史の授業が嫌いだったわけではない、と指摘する(『Doing History: 歴史で私たちは何ができるか?』清水書院、2019年、8頁)。この調査結果によれば、小学校4年生で最下位だった社会科が、小学6年生で「好き」が「嫌い」を逆転し、中学校1年生では「主要な教科」の中で理科に続いて第2位(しかも僅差)になっている。この小学校6年生と中学校1年生こそが歴史(と地理)を扱っている学年であることから、この時期の歴史の授業は児童・生徒から支持されているというのである。

その理由について渡部は「正解は正直なところわかりません」と述べつつも、「有力な仮説」として「正統的周辺参加」という考え方を提示する。

正統的周辺参加論は、職人の世界における新入りの学習過程を観察した結果として導き出された学習理論である。たとえば伝統的な大工の世界において、棟梁が弟子に具体的な技術を手取り足取り教えることはない。新入りは、実際に仕事をしている棟梁の周辺で、自分にもできること、すべきことを、古参の者から教えてもらいながら、その仕事に参加する。それは中心の仕事ではないものの、本物の実践の共同体の中で協働的に行なわれることゆえに、新入りであっても正統な参加者ということになる。弟子は、十全たる仕事をしている棟梁の、周辺ではあるけれども正統な参加者として、その実践共同体に参加することによって、大工という仕事に必要な知識や技術を獲得していくのである。

この考え方を援用して、渡部は「人間は自分が所属している集団、または、所属を希望する集団において正統なる構成員として認めもらうために、その集団が価値を見いだす行為を自分のものにしてしようとする」と述べる。小学校6年生が学ぶ歴史の内容は、子どもたちの多くが日常で部分的・断片的に耳にはいるけれど、漠然としか理解できていないことであり、かつその知識は大人

社会が大きな価値を見いだして、日本のほとんどの大人たちが有しているものである。それゆえに、その内容の習得は、日本社会においては、大人社会への参加を承認してもらうために避けて通ることができないものになる。「子どもたちにとっては、これから所属を希望する集団の大人たちが有している常識を共有することで、その集団の正統なる構成員として大人たちに承認されることが重要」なのだという。

この指摘を踏まえると、生徒たちが「正統な参加者」と意識できるようなテーマを選んで、もしくは、「正統な参加者」であることを意識させることによって、歴史に興味を持たせることができるのではないか、という仮説を立てることができる。本稿の関心に即していえば、生徒たちが滋賀県もしくは自分の住む地域の「正統なる構成員として大人たちに承認される」ために必要な知識となるようなテーマを選ぶか、それを意識させるということである。

改めて本書の特徴を述べれば、①社会生活とより密接な「近現代」に限定した内容であること、②歴史の結果だけではなく、詳しい意思決定過程を示していること、③歴史叙述の根拠となる史料を豊富に紹介していることが挙げられる。①②の特徴を持つ、5章26テーマの内容は、どれも上記の条件を満たすものになり得る。加えて、③本書を通して一次史料に触れることは、生徒たちの「事実」を見極める力を育成することにつながるだろう。確かな知識(根拠)に基づいて、自分の意見を述べる(思考・判断・表現する)力の育成も期待できる。

ただし、上記の方法には重要な前提がある。子どもたちが所属している集団、またはこれから所属を希望する集団の大人たちが、これらの知識に価値を見だし、常識として共有していること、である。つまり、滋賀県を構成する我々大人が「子どもたちが所属を希望する集団」になること、そして本県の歴史に関する知識を「常識」として共有すること、である。まずは我々大人が学び、行動しなければならぬ。今回の企画はその一例にもなるだろう。

本冊子で紹介された授業を受けた生徒たちが、滋賀県を作りあげてきた人々の思いを受け取り、未来の滋賀県を創造する「大人」になってくれることを願っている。